

1. 現況

1) 各種サービス代を含むとして定価で図書を購入している。

各種サービス内訳

- ①購入図書の装備
- ②寄贈図書の登録と装備
- ③廃棄図書の無料引き取り
- ④年度当初の生徒名新規登録、及びクラス替えに伴う更新作業
- ⑤その他、職場体験児童・生徒の受け入れ、指導・監督など
(学校による)

2. 各種サービスを依頼する学校側の事情

1) 学校図書館の企画運営に当たる人員不足

ほとんどの学校では、1人の図書館教育担当の教員が、学校図書館の運営、事務作業を、他の校務分掌とも兼任で行っており、学校図書館運営に労力も時間も充分にかけることができない状況である。

昭和30年代後半までは図書館担当の教員が装備を行うことになっていたが、人手が足りず、新規購入図書が段ボールに入ったまま放置、新年度になってもそのまま、という状況であった。見かねた取引業者が装備込みで定価販売を行うようになったのが実情である。

2) 電子データ管理事務を行う学校図書館担当者のスキル不足

教員移動が頻繁に行われるようになってから、一つの学校で学校図書館担当者の交替が頻繁になった。名古屋市では蔵書管理ソフトが統一されていないので、一つの学校で蔵書管理ソフトの使い方に慣れても、転勤した先でそのスキルが生かされるわけではない。担当者のスキル不足に加え、4月当初の学校、学年、学級立ち上げ作業に忙殺される時期に、学校図書館の名簿更新作業まで手がまわらず、電子データ管理事務を取引業者の好意に頼ってきた。

3. NPO法人としょかん再発見からの提言

現況の人的配置のままでは、以下の改善を施した上での現況どおり装備サービス込みの発注が望ましい。

1) 装備の簡略化

①蔵書管理ソフトごとに装備方法を統一する。

現在、図書装備のやり方は学校により異なる。これは、創立時の学校図書館担当者が、自分のやり方、思いつきで決めたものを、代々引き継いできた事情による。手書き時代の装備、手書き原簿の装備

のままのスタイルを固守する学校もあり、装備を担当する側に多大な負担とコストを掛けさせている。

②図書カードを廃止

書名カード及び、著者名カードを廃止する。PC検索が普及した現在、カード検索を行う小中学生は皆無であり、カードは一度も使用されないまま図書準備室でほこりをかぶっている。

2) 納入の迅速化

現在、発注してから数ヶ月後の納入されることも珍しくない。事務と装備の簡素化により、発注後、1ヶ月をめどの納入できるよう努力する。

4. 名古屋市教育委員会の指導の徹底

次の事柄について、教育委員会の指導徹底が必要である。

1) 図書装備の簡素化について

現代にあう装備の仕方を例示し、校長に伝達されたい。

2) 個人情報保護について

貸出記録などの個人情報の取り扱いについて、校長を通じて学校図書館担当者および全教職員に伝達されたい。

現況では、学校図書館運営について担当者以外は認識が乏しい。また、個人情報の取り扱い方について、学校図書館担当者及び全職員に適切な情報が伝わっていない。

参考

個人情報の保護に関する法律

【条文と実務の関係】

- ・ 第18条：利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。
- ・ 第20条：同窓会名簿、教職員名簿、連絡網などの取り扱い方について決めておかなければならない。
- ・ 第21条：学校図書館事務を行う人に対し、個人情報の取り扱いについて校長が監督しなければならない。

愛知県立大学 木幡教授